

## ◆「電子商取引に関する相互協力のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」(略称「日台電子商取引取決め」)について

2013年11月5日

公益財団法人交流協会

- 1 11月5日、公益財団法人交流協会と亜東関係協会の両会長の間で、標記の取決めに署名しました。
- 2 この取決めは、電子商取引の一層の発展と普及を目的とし、デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子的な送信に対し関税を賦課しないこと、電子署名及び認証サービス等に関する規律、知的財産権に関するインターネット・サービス・プロバイダーの責任制限、日台間の情報流通の維持等について規定し、また、貿易実務に関する文書の電子化、及び電子的商取引における消費者保護等の分野で協力することも規定したものです。取決めに規定された内容について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力します。
- 3 当協会としては、現在、RCEPや日中韓FTA等、東アジアにおいて貿易ルールの整備が進められている中、これらに先駆け、内容として範を示すことができる取決めを日台間で作成できたことは大きな喜びであり、今後も日台間で電子商取引を用いた経済分野における民間交流を一層促進し、更なる実務交流の拡大を図っていきたいと考えています。
- 4 アジアで経済連携が進む中、今後とも、我が国として台湾との協力・連携を益々重視していきます。

※取決め本文は[こちら](#)を御参照ください。

(了)